

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 4 年 第 1 2 回 春日部市農業委員会総会			
開 催 日 時		令和6年12月25日（水）	開 会	午前10時00分	
			閉 会	午前11時47分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎3階 301・302会議室			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
		（ 欠席人数：なし ）			
	事務局	（ 出席人数：4人 ）			
		農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 溝口 通明	
		農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 金子 昌行	
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 福井 聖士		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条（委員会）：公開		
		日程2	農地法第5条（知事）：公開		
		日程3	租税特別措置法適格者証明：公開		
		日程4	春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開		
		日程5	農地利用集積等促進計画（案）に関する意見について		

	：公開 日程 6 春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開 日程 7 生産緑地地区の取得斡旋について：公開 日程 8 農地利用最適化推進委員の辞任について：公開
一部公開・非公開の場合はその理由	☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：
配 布 資 料	次第、総会資料
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録
	☐ 要点記録
会議録署名の指定	議席番号 委員氏名
	8 石川 勝也
	9 水口 健二
	10 岡田 實

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２４年第１２回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、福井聖士課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会及び土地開発公社理事会について伊藤委員長より報告が ございます。
委員長	本日９時００分から運営委員会を開催いたしました。 会議の内容ですが、議題として （１）春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（中間管理権） （２）農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について （３）春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（利用権） （４）生産緑地地区の取得斡旋について（依頼） の４項目についての協議と、 その他として （１）農地利用最適化推進委員の辞任について （２）農委だより第４０号の発行について の２項目についての報告と、その他、親睦会に関することと意見交換を行いました。 続いて、土地開発公社理事会について報告いたします。 令和６年１２月１３日金曜日、午後２時から市役所第二庁舎４階会議室４Ｂにおいて「令和６年度 第２回 春日部市土地開発公社理事会」に出席いたしました。会議の内容ですが、議題は「議案第２号 令和６年度春日部市土地開発公社補正予算（第１号）について」でございました。議案の概要は、公社が保有する中央通り線用地５筆を春日部市に売却するものです。事務局の説明のあと、討論・採決が行われ、採決の結果、議案については可決されました。
議長	ありがとうございました。
議長	次に、都市計画審議会について、議席番号４番山崎勇喜委員より報告が ございます。
委員	議席番号４番山崎勇喜です。都市計画審議会について報告いたします。令和６年１２月２４日、市役所本庁舎３０１会議室にて「第５０回春日部市都

事務局

議案書1頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条（委員会）について」許可申請が19件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号47番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号48番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号49番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は農地の交換です。次に説明する申請番号50番の譲受人の保有農地と隣接している自分の農地と一体化して耕作しやすくするため交換する、とのことです。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。調査の結果、保有農地の一部に不耕作地があることから、農地法第3条第2項第1号に該当することとなります。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号50番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は農地の交換です。先に説明した申請番号49番の譲受人の保有農地と隣接している自分の農地と一体化して耕作しやすくするため交換する、とのことです。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号51番。詳細は議案書のとおり。申請理由は埼玉型の圃場整備に向けた所有権の移転です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁、申請番号52番と53番は譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。はじめに、申請番号52番。詳細は議案書のとおり。次に申請番号53番。詳細は議案書のとおり。申請理由は埼玉型の圃場整備

に向けた所有権の移転です。申請番号52番は交換によるもの、申請番号53番は売買によるものです。申請番号52番の案内図は11頁、詳細図は12頁、申請番号53番の案内図は13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書6頁及び7頁をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号54番と55番は譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。はじめに、申請番号54番。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号55番。詳細は議案書のとおり。申請理由は埼玉型の圃場整備に向けた所有権の移転です。申請番号54番は交換によるもの、申請番号55番は売買によるものです。申請番号54番の案内図は15頁、詳細図は16頁、申請番号55番の案内図は17頁、詳細図は18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書8頁及び9頁をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書4頁、申請番号56番と57番は譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。はじめに、申請番号56番。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号57番。詳細は議案書のとおり。申請理由は、埼玉型の圃場整備に向けた所有権の移転です。申請番号56番は交換によるもの、申請番号57番は売買によるものです。申請番号56番の案内図は19頁、詳細図は20頁、申請番号57番の案内図は21頁、詳細図は22頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書10頁及び11頁をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号58番。詳細は議案書のとおり。申請理由は埼玉型の圃場整備に向けた所有権の移転で交換によるものです。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書12頁をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書5頁、申請番号59番。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書13頁をご覧ください。調査の結果、所有農地の一部に農地以外の利用をしている農地があることから、農地法第3条第2項1号に該当することとなります。また、農地法施行規則に基づく申請書が整って

	おります。 次に、議案書 5 頁から 6 頁、申請番号 6 0 番から 6 5 番については譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。 はじめに、申請番号 6 0 番。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号 6 1 番。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号 6 2 番。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号 6 3 番。詳細は議案書のとおり。次に、議案書 6 頁、申請番号 6 4 番。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号 6 5 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は全て経営規模の拡大です。申請番号 6 0 番の案内図は 2 7 頁、詳細図は 2 8 頁。申請番号 6 1 番の案内図は 2 9 頁、詳細図は 3 0 頁。申請番号 6 2 番の案内図は 3 1 頁、詳細図は 3 2 頁。申請番号 6 3 番の案内図は 3 3 頁、詳細図は 3 4 頁。申請番号 6 4 番の案内図は 3 5 頁、詳細図は 3 6 頁。申請番号 6 5 番の案内図は 3 7 頁、詳細図は 3 8 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請番号 6 0 番から 6 5 番の申請地です。ここでは 1 年目は農地改良を行い、2 年目以降は麦を作付ける計画です。次に、農地法第 3 条調査書 1 4 頁から 1 9 頁をご覧ください。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことと、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号 4 7 番について担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 2 地区推進委員の岩本利夫です。申請番号 4 7 番について報告いたします。令和 6 年 1 2 月 1 1 日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員、及び私の 4 名で申請地の現地調査等を実施しました。まず申請地については問題ありませんでした。次に保有農地ですが、本年 1 0 月から 1 1 月にかけて行った農地利用状況調査で確認をしており、その結果、どの農地も問題無く耕作されており、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また譲受人は第 3 地区及び第 4 地区にも農地を所有しておりますが、それらの確認については各地区の担当地区推進委員が行った農地利用状況調査結果により問題が無かったことを事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長	次に、申請番号４８番について担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第３地区推進委員の石井茂です。申請番号４８番について報告いたします。令和６年１２月１０日に、水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員及び私の４名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号４９番、５０番について担当地区の遠藤敏壽推進委員より意見を求めます。
推進委員	第１地区推進委員の遠藤敏壽です。申請番号４９番、５０番について一括して報告いたします。令和６年１２月１２日に、石塚農業委員、齋藤農業委員、濱野推進委員及び私の４名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施しました。交換となるそれぞれの申請地については問題無いことを確認しました。ただし申請番号４９番の申請者の保有農地の一部には雑草が半もしていることを確認しました。一方、申請番号５０番の申請者の保有農地は問題ありませんでした。以上のことから、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったもので問題あり、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号５１番から６５番について担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第４地区推進委員の金子正之です。はじめに、申請番号５１番から５８番についてですが、申請理由が埼玉型圃場整備に向けた所有権移転であるため、一括して報告いたします。令和６年１２月９日に伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、横井推進委員、上原推進委員、齋藤推進委員及び私の８名で申請地の現地調査等を実施しました。申請地の現地調査においては問題ありませんでした。また、これらの申請地の５名の譲受人の保有農地は本年１０月から１１月にかけて行った農地利用状況調査で確認をしており、その結果、どの農地も問題無く耕作されており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また他地区に農地を所有している譲受人についても、各地区の担当地区推進委員が行った農地利用状況調査結果により問題が無かったことを事務局を經由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

次に、申請番号５９番について報告いたします。調査日時等については先ほどご説明したとおりです。申請地及び保有農地の現地調査を行ったところ、申請地は問題がありませんでしたが、事務局の説明のとおり保有農地の一部にアスファルトが敷かれており、農地として不適切な利用がされていることを確認しました。このことから農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため問題あり、として報告いたします。

次に、申請番号６０番から６５番については譲受人が同一のため、一括して報告いたします。調査日時等については先ほどご説明したとおりです。申請地の現地調査においてはいずれも問題ありませんでした。また、譲受人は農地所有適格法人であり、経営農地は次年度以降の麦の作付に向けた土作りを行うなど、適正に管理されていることを本年の１０月から１１月にかけて行った農地利用状況調査で確認をしております。以上のことから農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたため問題無し、として報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号５番中山雅博委員より、申請番号４７番から５８番について事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号５番中山雅博です。はじめに、申請番号４７番、４８番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員４人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号４９番、５０番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は問題なかったものの、申請番号４９番の譲受人の保有農地の一部に雑草が繁茂しており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていない、と報告がありました。事前審査終了後、事務局が代理人に確認したところ、近日中に改善の予定がある、とのことでした。その後、事務局職員が１２月２３日に現地を確認したところ、雑草は刈られ、農地として復していることを確認しました。申請番号５０番の譲受人の保有農地に問題はありませんので、これらの申請については事前審査委員４人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号５１番から５８番については、埼玉型の圃場整備に向けた所有権移転の申請のため、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当

	地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、これらの申請については全て許可、と決しました。
議長	次に、議席番号4番山崎勇喜委員より、申請番号59番から65番について事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号4番山崎勇喜です。はじめに、申請番号59番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は問題なかったものの、保有農地の一部にアスファルトが敷かれ、農地として不適切な利用がされており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていない、と報告を受けました。その後、事務局による調査でも農地転用の履歴はなく、事前審査における現地調査でも、推進委員の報告のとおりであったことから、農地法第3条第2項第1号の「全部効率利用の要件」に該当しておりません。このようなことから、事前審査委員4人の合議により継続審議、と決しました。 次に、申請番号60番から65番については譲受人が同一のため、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、これらの申請については全て許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号10番岡田實です。申請番号51番から58番についてお尋ねいたします。今回は埼玉型圃場整備に伴う申請ということで畦畔の除去や道路の拡幅が行われるわけですが、市は耕作者に畦畔部分を譲り渡す、またその道路部分については耕作者が農地を提供する、ということになっていきますが、登記についてはどうなるのかお尋ねしたいと思います。次に、議事参与している農業振興課浜村課長にお尋ねします。現在圃場整備を進めている小平地区は農業振興地域です。現在の圃場整備の整備率についてお尋ねしま

議長	す。圃場整備については地域の同意があって初めてできるものですが、市内各地域でも進められようとしているところです。私も地域で聞かれることが多いので参考にお聞かせいただきたいと考えております。
議事参与	では浜村農業振興課長、答弁をお願いします。 はい、議長。農業振興課の浜村です。小平地区の圃場整備の概況について説明申し上げます。小平地区には約70ヘクタールの農地があります。現在埼玉型圃場整備を進めており、うまくいけば今年度中に工事が完了する予定です。事業は県営事業であり、春日部農林振興センターが窓口となっております。次に圃場整備の区域でございますが、小平地区約70ヘクタールのうち30ヘクタール強、約半数、主に地区の西側で行われているものでございます。ただし、西側全ての農地所有者が事業に賛同しているわけではないので、農道の拡幅を予定している場所でも、賛同していない方の農地では、拡幅ができない場所が数カ所ある状況でございます。次に、今回議案として申請している複数の案件は、小平地区は一区画1反の田んぼが多く、この部分は苗間であり、苗間と苗間の間に細い通路や水路のある筆でございました。これを圃場整備に伴って、畦畔を除去して区画を拡大するものでございます。道路拡幅分と同じ面積については交換、それよりも多い部分を取得する場合には払い下げ、という理由で2つに分けさせていただいた所有者もいる、という状況でございます。なお、登記については市による嘱託登記ですので、議決いただいたのちに、登記予定でございます。
議長	他に発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号59番について、事前審査委員より継続審議、との報告がありました。次に、申請番号47番から58番及び60番から65番について、事前審査委員より許可、との報告がありました。よって、申請番号59番と、申請番号47番から58番及び60番から65番を別々に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認め、採決にはいります。はじめに、申請番号59番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号59番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。
議長	次に、申請番号47番から58番及び60番から65番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、「農地法第3条（委員会）」申請番号47番から58番及び60番から65番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。
議長	次に、日程2、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号61番から66番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書7頁をご覧ください。議案第2号「農地法第5条（知事）について」許可申請が6件ありましたので、審議を求めます。 はじめに申請番号61番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は土木工事業を営んでおり、転用計画は資材置き場の設置です。現在使用している資材置き場は本社から離れていて運搬や移動に苦慮していたことから、本社から近い現在の申請地に新たに資材置き場を新設する計画です。申請地にはダンプ3台、ユンボ3台、軽トラック1台、碎石等を置き、今までの資材置き場は返還する、とのこと。案内図は39頁、詳細図は40頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。 次に、申請番号62番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は主に自動車の販売及び修理を営んでおり、転用計画は店舗兼修理工場及び車両置き場の設置です。この法人は2024年第7回総会で、今回の申請地から道路を挟んだ向かい側に修理工場及び車両置き場の設置を申請し、同年8月15日に許可を得ておりますが、その土地は中古車販売拠点として活用す

ることとなったため、申請地には、新たに店舗兼修理工場 1 棟と車両 9 台分の駐車場を設置する計画です。案内図は 4 1 頁、詳細図は 4 2 頁、4 3 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、店舗兼修理工場については地下貯留槽に集水後、既設水路に放流する計画です。駐車場については砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 1 0 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

次に、議案書 8 頁、申請番号 6 3 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は自動車修理業を営んでおり、転用計画は修理工場の設置です。今まで松伏町内に土地を借りて工場を経営していましたが、手狭になったこと、また県道沿いのため、車両の出入りが困難な場合もあるため、新たに修理工場を設置する計画で、今までの工場用地は返還するとのことです。案内図は 4 5 頁、詳細図は 4 6 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。雨水は砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 1 0 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

次に、申請番号 6 4 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は 4 7 頁、詳細図は 4 8 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 1 0 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

次に、議案書 9 頁、申請番号 6 5 番。使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は 4 9 頁、詳細図は 5 0 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道

	路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については、自己資金及び金融機関からの融資で、預金通帳の写し、及び金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。 次に、申請番号66番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は51頁、詳細図は52頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝へ放流する計画で、該当する土地改良区発行の排水放流許可書が添付されています。 資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。
議長	次に、申請番号65番について担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の石井茂です。申請番号65番について報告いたします。令和6年12月10日に、水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員、及び私の4名で申請地の現地調査等を実施しました。まず申請地については問題ありませんでした。申請人は第4地区にも農地を所有しておりますが、それらの確認については、各地区の担当地区推進委員が行った農地利用状況調査結果により問題が無かったことを事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番山崎勇喜委員より申請番号61番から63番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号4番山崎勇喜です。申請番号61番から63番について一括して事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思

	われます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	次に、議席番号 3 番齋藤昭雄委員より申請番号 6 4 番から 6 6 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 3 番齋藤昭雄です。はじめに、申請番号 6 4 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号 6 5 番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号 6 6 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	異議なしと認め、採決にはいります。申請番号 6 1 番から 6 6 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」申請番号 6 1 番から 6 6 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程 3、議案第 3 号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたし

事務局	ます。申請番号１８番、１９番について事務局より説明を求めます。 議案書１０頁をご覧ください。議案第３号「租税特別措置法適格者証明について」申請が２件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は３年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。 はじめに、申請番号１８番。詳細は議案書のとおり。案内図は５３頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は２００日です。 次に、申請番号１９番、詳細は議案書のとおり。案内図は５４頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は３００日です。
議長	次に、申請番号１８番について担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第２地区推進委員岩本利夫です。申請番号１８番について報告いたします。令和６年１２月１１日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員、及び私の４名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地には野菜が作付けられ、果樹が植えられているなど、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題無し、として報告いたします。
議長	次に、申請番号１９番について、担当地区の遠藤敏壽推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域１推進委員の遠藤です。申請番号１９番について報告いたします。令和６年１２月１２日に、石塚農業委員、齋藤農業委員、濱野推進委員及び私の合計４名で申請地の現地調査を実施したところ、耕作されており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長	次に、議席番号３番齋藤昭雄委員より申請番号１８番、１９番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号３番齋藤昭雄です。申請番号１８番、１９番について一括して事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員４人の合議により証明する、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号１８番、１９番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第３号「租税特別措置法適格者証明」申請番号１８番、１９番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。
議長	次に、日程４、議案第４号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１１頁をご覧ください。議案第４号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」これは農地中間管理権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から農業経営基盤強化促進法における改正附則第５条第１項に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により決定を求められたので、審議を求めるものです。１１月２６日に農業委員に説明し、１２月６日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。このようなことから、議案書１２頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第４号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第４号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。
議長	次に、日程５、議案第５号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書３９頁をご覧ください。議案第５号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。１１月２６日に農業委員に説明し、１２月６日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。以上のことから問題はない、と考えております。よって、議案書４０頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	本案のうち、計画申請番号３０５番及び３２６番から３３５番については、農業委員会会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画申請番号１番から３０４番、及び３０６番から３２５番と別々に審議いたします。 はじめに、計画申請番号３０５番及び３２６番から３３５番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号４番山崎勇喜委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (山崎委員 退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)

議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号３０５番及び３２６番から３３５番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第５号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号３０５番及び３２６番から３３５番については原案のとおり決定する、ことに決しました。 この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願いします。 (休憩) (山崎委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画番号１番から３０４番及び３０６番から３２５番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第５号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画番号１番から３０４番及び３０６番から３２５番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第５号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画番号１番から３０４番及び３０６番から３２５番を原案のとおり決定する、ことに決しました。先程決定した計画申請番号３０５番及び３２６番から３３５番を含め、この結果は春日部市長に送付いたします。
議長	次に、日程６、議案第６号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書６４頁をご覧ください。議案第６号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」これは、利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から農業経営基盤強化促進法における改正附則第５条第１項に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、改正前

	の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。11月26日に農業委員に説明し、12月6日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。このようなことから、議案書65頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	本案のうち、計画申請番号28番、31番、32番、45番、46番、90番、133番から137番、175番、178番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画申請番号1番から27番、29番、30番、33番から44番、47番から89番、91番から132番、138番から174番、176番、177番、179番から231番と別々に審議いたします。また、計画申請番号178番については私が議事参与の制限に該当いたしますので、当該計画申請番号審議の際は議長を伊藤職務代理にお願いいたします。
議長	はじめに、計画申請番号28番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号13番池上茂委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (池上委員 退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号28番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」計画申請番号28番については原案のとおり決定する、ことに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願いします。 (休憩) (池上委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号31番、32

	番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号 7 番石山法男委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (石山委員 退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 3 1 番、3 2 番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」計画申請番号 3 1 番、3 2 番については原案のとおり決定する、ことに決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは委員の入室をお願いします。 (休憩) (石山委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号 4 5 番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号 6 番岡本勉委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (岡本委員 退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 4 5 番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)

議長	起立全員です。よって、議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」計画申請番号 4 5 番については原案のとおり決定する、ことに決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは委員の入室をお願いします。 (休憩) (岡本委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号 4 6 番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。推進委員金子正之委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (金子推進委員 退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 4 6 番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」計画申請番号 4 6 番については原案のとおり決定する、ことに決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは委員の入室をお願いします。 (休憩) (金子推進委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号 9 0 番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号 3 番齋藤昭雄委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (齋藤委員 退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 90 番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」計画申請番号 90 番については原案のとおり決定する、ことに決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは委員の入室をお願いします。 (休憩) (齋藤委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号 133 番から 137 番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号 16 番萩原勝委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (萩原委員 退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 133 番から 137 番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」計画申請番号 133 番から 137 番については原案のとおり決定する、ことに決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは委員の入室をお願いします。 (休憩) (萩原委員 入室)

議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号１７５番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号５番中山雅博委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (中山委員 退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号１７５番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第６号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」計画申請番号１７５番については原案のとおり決定する、ことに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願いします。 (休憩) (中山委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号１７８番について議事参与の制限に該当いたしますので、私は退室し、議長を伊藤職務代理をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (市川会長退室、伊藤職務代理が議長席へ)
職務代理	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
職務代理	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号１７８番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。

職務代理	(全員起立) 起立全員です。よって、議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」計画申請番号 1 7 8 番については原案のとおり決定する、ことに決しました。ここで私は議長の任を降り、市川会長と交代いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは市川会長の入室をお願いします。 (休憩) (市川会長入室、議長席へ。伊藤代理自席へ)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号 1 番から 2 7 番、2 9 番、3 0 番、3 3 番から 4 4 番、4 7 番から 8 9 番、9 1 番から 1 3 2 番、1 3 8 番から 1 7 4 番、1 7 6 番、1 7 7 番、1 7 9 番から 2 3 1 番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 1 番から 2 7 番、2 9 番、3 0 番、3 3 番から 4 4 番、4 7 番から 8 9 番、9 1 番から 1 3 2 番、1 3 8 番から 1 7 4 番、1 7 6 番、1 7 7 番、1 7 9 番から 2 3 1 番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」計画申請番号 1 番から 2 7 番、2 9 番、3 0 番、3 3 番から 4 4 番、4 7 番から 8 9 番、9 1 番から 1 3 2 番、1 3 8 番から 1 7 4 番、1 7 6 番、1 7 7 番及び 1 7 9 番から 2 3 1 番については原案のとおり決定し、先程決定した計画申請番号 2 8 番、3 1 番、3 2 番、4 5 番、4 6 番、9 0 番、1 3 3 番から 1 3 7 番、1 7 5 番、1 7 8 番を含め、春日部市長に送付いたします。
議長	次に、日程 7、議案第 7 号「生産緑地地区の取得斡旋について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の 9 2 頁をご覧ください。議案第 7 号「生産緑地の取得斡旋について」斡旋依頼が 1 件あったので、審議を求めます。生産緑地法第 1 3 条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第 1 7 条の 2 の規定に基づき、

	依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この件については、春日部市長より令和6年10月28日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼と、12月24日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書93頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	よって、議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に、日程8、議案第8号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の96頁をご覧ください。議案第8号「農地利用最適化推進委員の辞任について」審議を求めます。次の者が春日部市農地利用最適化推進委員を辞任することについて農業委員会等に関する法律第23条の規定により春日部市農業委員会の同意を求めるものです。辞任願いのあった農地利用最適化推進委員は議案書のとおりです。理由は、令和6年12月12日付で本人から辞任願いが提出されたことによるものです。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号「農地利用最適化推進委員の辞任について」同意することに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 8 号「農地利用最適化推進委員の辞任について」同意することに決しました。
議長	次に 日程 9 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」 日程 10 報告第 2 号「農地法第 4 条（届出）」 日程 11 報告第 3 号「農地法第 5 条（届出）」 日程 12 報告第 4 号「農地法第 18 条（通知）」 日程 13 報告第 5 号「違反転用事案報告」 につきましては、議案書の 98 頁から 114 頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
	(事務局から次回総会の開会時間について連絡あり)
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2024 年第 12 回総会を閉会いたします。 閉会（午前 11 時 47 分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和6年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 8 番 _____

農業委員 9 番 _____

農業委員 10 番 _____